

令和6年8月19日

海事局安全政策課

海上運送法に基づく指定試験機関を募集します

海上運送法に基づき、安全統括管理者試験及び運航管理者試験の実施に関する事務を円滑に行うため、指定試験機関の公募を行います。（応募〆切は10月18日）

令和5年5月12日に公布された海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）のうち、指定試験機関に関する規定が令和6年4月1日から施行しました。併せて、指定試験機関の指定の申請手続、指定の基準等を定めた「海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令」及び試験の科目等を定めた「海上運送法に基づく安全統括管理者試験及び運航管理者試験の内容及び方法の基準等を定める告示」が同日から施行しました。

この度、安全統括管理者試験及び運航管理者試験の実施に関する事務を円滑に行うため、これらの法令に基づき、指定試験機関の公募を行います。

記

1. 公募期間

令和6年8月19日（月）～令和6年10月18日（金）

2. 公募要領及び申請様式

国土交通省のホームページ（以下URL）よりダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html

3. 審査方法

提出された応募書類の内容が法令に定められた基準に適合するかどうかを審査し、申請内容が最も優れた1者を指定試験機関として指定します。

【問い合わせ先】

海事局 安全政策課 佐藤、田村（内線 43-266、43-567）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8631